

各障害福祉サービス事業等運営法人の長 様

福井県健康福祉部障がい福祉課長

指定障害福祉サービス事業所等における事故報告について（通知）

本県の障がい福祉行政の推進につきましては、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

みだしのことについて、平成29年7月6日付け事務連絡にて通知しておりますが、内容を一部修正し改めて書面にて連絡いたしますので、適正に報告いただきますようお願いいたします。

記

1 報告を求める事故

(1) 利用者の怪我または死亡

ア 怪我については、サービス提供（送迎、行事および通院の付添いを含む）時に発生したものを対象とします。

また、怪我の程度については、原則として外部の医療機関での受診を必要としたもの（外傷により歯科受診を必要としたものを含む）であり、長期入院（2週間以上）も対象とします。

イ 死亡については、医療機関に長期入院した後に病死した場合を除く全てを対象とします。

ウ 怪我または死亡の原因については、自傷行為および他者からの故意または過失による加害行為を含みます。

(2) 食中毒または感染症の発生

ア 同一の食中毒もしくは感染症による死亡者または重篤な患者が、1週間以内に2名以上発生した場合

イ 同一の有症者が10名以上または全利用者の半数以上発生した場合

ウ 通常の発生動向を上回る食中毒または感染症の発生が疑われ、特に管理者等が報告が必要と認めた場合

(3) 無断外出により警察に行方不明者届をしたもの

(4) 職員（従業員）の法令違反、不祥事等の発生

（例：業務上横領、個人情報紛失、送迎時の交通事故 等）

(5) その他、報告が必要と認められる事故の発生

（例：利用者等の保有する財産を滅失させた場合 等）

## 2 手順

### (1) 第一報

初期対応後、第一報の連絡が可能になった時点で、下記3の連絡先に事故の概要を電話で連絡する。

### (2) 事故報告書の提出

事故への対応を終えた後、速やかに再発防止への取組等を検討の上、事故報告書（別紙様式）を作成し、これを下記4の提出先に電子メールまたはFAXにて提出する。

### (3) 追加報告

事故報告書の提出後に、記載漏れまたは記載誤りの発見、新たな事実の判明、不測の事態の発生等があった場合は、速やかに下記3の連絡先にその内容を電話で連絡する。

3 連絡先 福井県 健康福祉部 障がい福祉課 自立支援グループ  
(電話：0776-20-0339)

## 4 事故報告書の提出先

電子メール syogai@pref.fukui.lg.jp  
FAX 0776-20-0639

## 5 留意事項

利用者に係る事故が発生した場合は、当課への連絡と併せて、当該利用者の援護実施市町、家族等への連絡をお願いします。

また、上記1(2)の食中毒または感染症の発生については、これに加え、事業所または施設が所在する市町を管轄する県健康福祉センター（保健所）にも連絡し、その指示を求めるなどの措置を講ずるようお願いします。

担当：自立支援グループ

電話 0776-20-0339

FAX 0776-20-0639

Eメール syogai@pref.fukui.lg.jp